

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待とは、次のような扱いを子どもにすることを言います	
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、等
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、等
ネグレクト (育児放棄・育児怠慢)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること、等
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前で家庭的暴力行為を行うこと、等

皆さんのまわりに、「虐待をうけたと思われる子ども」がいまいたら、八代児童相談所や、児童福祉担当まで連絡（通告）してください。通告は、子どもを守るためのものです。

また、子育て中のお父さん、お母さんの中で、自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまい、自分を追いつめたりしていたら、まず誰かに悩みを聞いてもらいましょう。話したり、相談する事で、色々な知恵が出て解決法も見出せます。八代児童相談所や、住民課福祉班でもご相談を受付けます。「児童虐待防止推進月間」を機会に児童虐待のない社会をつくるために皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ先 八代児童相談所 ☎0965-32-4426 役場住民課福祉班 ☎78-3113(116)

秋季全国火災予防運動（11月9日～15日）

『消したかな あなたを守る 合言葉』

次の点に注意してみんなで火災の予防に努めましょう。

- 寝たばこは絶対やめる●ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する●ガスコンロなどの側を離れるときは必ず火を消す●住宅用火災警報器を設置する●寝具なども防災製品を使用する●住宅用消火器を設置する●隣近所の協力体制をつくる

陸上自衛隊高等工学校
生徒募集案内について
●受付 11月1日～平成23年1月7日
●試験日 平成23年1月22日
●試験会場 熊本県青年会館
●受験資格 15歳～17歳未満
※陸上自衛隊高等工学校生徒の詳細については、事務所までお問い合わせください。
●問い合わせ先 自衛隊水俣地域事務所 ☎63-5863

年金TOPICS

国民年金保険料を追納しませんか？

国民年金保険料の免除等の承認を受けた期間は、10年前までさかのぼって納めること（追納）ができます。免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて受け取る年金額が少なくなりますが、保険料を追納すると、受け取る年金額を満額に近づける事ができます。

なお、保険料の免除や若年者納付猶予、学生特例を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。平成22年度に追納する場合の金額は次のとおりです。

承認を受けた月の年度	追納額（1カ月分）		承認を受けた月の年度	追納額（1カ月分）			
	全額免除	半額免除		全額免除	半額免除	4分の1免除	4分の3免除
平成12年度	15,770円	—	平成17年度	14,220円	7,110円	—	—
平成13年度	15,180円	—	平成18年度	14,260円	7,130円	3,560円	10,690円
平成14年度	14,590円	7,300円	平成19年度	14,300円	7,150円	3,570円	10,720円
平成15年度	14,360円	7,180円	平成20年度	14,410円	7,200円	3,600円	10,810円
平成16年度	14,180円	7,090円	平成21年度	14,660円	7,330円	3,660円	10,990円

（注意！！）追納は保険料の免除を受けた期間の古い月から納めることになっています。ただし、保険料の免除と学生納付特例を受けた期間の両方がある場合は、どちらかを先に納めるか選択することができます。

出張年金相談（予約制：0965-35-6123）
（年金事務所の職員が相談をお受けします）

11/11（木）水俣市もやい館、11/12（金）芦北町役場

問い合わせ先 八代年金事務所 ☎0965-35-6143、役場住民課住民班 ☎78-3113(115)